

令和5年度 第1回 各務原市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時 令和5年10月3日(火) 10時00分～  
 場所 各務原市役所本庁舎4階 第3・4会議室  
 出席者 委員12名のうち、出席者12名  
 事務局4名 傍聴者0名  
 ※過半数以上の委員の出席により、各務原市附属機関設置条例第7条第2項の規定により協議会は有効に成立

各務原市福祉有償運送運営協議会 副会長の互選について  
 委員からの他薦により副会長を決定。(他委員からの異議なし)

■議事1 事業者の料金改定について

(事業者入室)

【申請事業者】

- ・特定非営利活動法人 生活サポート・助け足ネット 1名

特定非営利活動法人 生活サポート・助け足ネット

事業者	料金改定の経緯及び事業所の現状と課題などについての説明。
会長	委員の方でご質問等があればお願いします。
委員	説明の中でタクシー料金の1/2と比較した適否があったが、あくまで目安として示されているものなので、運営を継続するための設定であれば問題ないと考えられる。
委員	各務原市以外の地域について、料金改定はどのような予定になっているのか。
事業者	岐阜市は11月中旬に協議会において協議予定、関市は書面による協議を予定している。
委員	事業所が2つあるということだが、それはどのあたりにあり、またそれぞれに車両が配置されているのか。
事業者	岐阜市の北山にある事業所に5台、三田洞にある北部事業所に2台配置している。
委員	距離に応じて料金が変わるということだが、何かメーター的なものが整備されているのか。
事業者	車両に料金メーターは整備されていないので、トリップメーターを用いて計測をする。

(事業者退室)

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	利用者の方にとってまずは事業が継続されることが重要であり、料金改定はやむを得ないものと考えられる。
委員	身体が不自由な利用者にとってはこういった事業者が存在しているということで大変助けられている。
委員	現在の燃料高騰による影響は福祉有償運送に限ったものでなく、料金改定はやむを得ないものと考えられる。
会長	その他にご意見がなければ事業者の料金改定について合意、ということよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

■議事2 各務原市福祉有償運送運営協議会実施規程等の見直しについて  
協議会実施規程の見直し理由及び概要について事務局より説明。

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	今回の見直しにより、手続きにおける事業者の手間を減らすことができるというのは意味のあることだと考えられる。
委員	手続きが簡素化されることは良いことだと思うが、チェック体制が働くようなものは必要だと考えられる。
事務局	従来の提出書類を求めないとしても、確認できるような体制にはする。
会長	反対の意見がなければ承認、ということでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

■その他 ・岐阜運輸支局より道路運送法施行規則等の改正についての説明  
・今後の予定について

(11時00分閉会)